

自主防災組織 ハンドブック



目 次

<内容>

1 自主防災組織とは.....	1
2 自主防災組織は、なぜ必要なのか.....	1
3 自主防災組織は、どのような活動をするのか.....	1～2
(1) 組織体制の整備	
(2) 防災知識の習得	
(3) 救命講習会等の受講	
(4) 防災訓練の実施	
(5) 家庭内の防災対策の推進	
4 自主防災組織を結成するには.....	2
5 自主防災組織の結成に必要な書類.....	2
6 深谷市内自主防災組織の活動事例.....	2～3
(1) 自主防災組織訓練の実施	
(2) 埼玉県防災学習センターの見学	
(3) 地域の把握	
(4) 防災地図の作成	
(5) 自治会内の世帯台帳の作成	
7 自主防災組織の相談窓口.....	3

<別紙>

別紙第1.....	深谷市自主防災組織訓練実施計画書
別紙第2.....	埼玉県防災学習センター体験学習申込書
別紙第3.....	自主防災組織結成届出書
別紙第4.....	自主防災会規約
別紙第5.....	自主防災会役員名簿
別紙第6.....	自主防災組織編成図
別紙第7.....	平常時の活動と災害時の活動
別紙第8.....	災害時の情報入手方法
別紙第9.....	防災メモと非常持ち出し品

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という『共助』の考えに基づいて、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、避難誘導、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいいます。

深谷市の場合、自治会単位に結成され、「〇〇自主防災会」といった名称としております。

2 自主防災組織は、なぜ必要なのか

大地震などの災害が発生した場合、消防などの防災機関は全力をあげて災害対応活動を行います。道路、橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限され、災害対応能力が大きく低下することが考えられます。

このような事態のときでも、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、避難所運営等を、地域の人々が自主的に協力して行うことができれば地域の被害を少なくすることができます。大震災では、倒壊家屋などから救出された人の大半が家族や近所の方々により救出されたという報告があります。

地域で災害に対応する防災力を培うためには、日ごろからの訓練や知識の習得が必要になってきます。

平常時に訓練等で地域の防災力を培い、災害時には日ごろ培った防災力を活かして住民や地域を守るための活動を行います。そのための組織が自主防災組織です。

3 自主防災組織は、どのような活動をするのか

災害が発生した場合、自主防災組織は、情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営（給食・給水、清掃等）、二次災害防止のための巡視など幅広い活動を行います。そのためには平常時から災害時を意識した情報収集や訓練等の活動（別紙第7参照）が重要になります。主なものを例示すると次のとおりです。

(1) 組織体制の整備

組織として最低限の機能を確保するための班体制の整備や、緊急連絡網の作成、防災資機材の整備等を行います。

(2) 防災知識の習得

防災講座、防災映画（ビデオ）、県防災学習センターの見学、防災パンフレットなどにより防災知識の習得に努めます。

習得した内容を、自治会の広報紙等で紹介することで知識の普及を図ります。

(3) 救命講習会等の受講

災害の規模が大きくなれば、負傷者の数も膨大となることが予測されます。

消防本部が実施する救命講習等の受講を通じ、多くの方が応急救護の知識を習得し、経験を積んでおくことで、いざという時の対応能力を高めておきます。

(4) 防災訓練の実施

初期消火、救出・救護、情報収集・伝達、避難誘導、給食・給水などの活動について、必要に応じ市や消防本部の指導を受けながら訓練を実施します。

(5) 家庭内の防災対策の促進

大きな地震の場合、家屋の倒壊だけでなく、家具等の転倒にも注意が必要です。そこで、各家庭に組織として次のような防災対策の徹底を図ります。

- ・ 家屋の耐震化と家具の転倒防止措置
- ・ ブロック塀の点検・改善
- ・ 食料・飲料水の備蓄
- ・ 緊急時の連絡先、避難場所の取り決め（別紙第9参照）など

4 自主防災組織を結成するには

- ① 自主防災組織の結成について、自治会で提案します。
- ② 結成準備を行う担当者を決めます。
- ③ 基本事項（役員、班編成、規約、防災計画など）を決めます。
- ④ 役員会で検討し、案の了承を得ます。
- ⑤ 自治会の総会で、討議、可決します。
- ⑥ 市に自主防災組織の結成を届出て、必要な支援を申請します。

5 自主防災組織の結成に必要な書類

- ① 自主防災組織設置（変更）届出書……………別紙第3
- ② 自主防災会規約……………別紙第4
- ③ 自主防災会役員名簿……………別紙第5
- ④ 自主防災組織図……………別紙第6

6 深谷市内自主防災組織の活動事例

(1) 自主防災組織訓練の実施

災害時に被災を軽減する防災力を向上させるため、必要に応じ市や消防本部の指導を受けながら、次のような訓練を実施します。

また、訓練実施の際は、「深谷市自主防災組織訓練実施計画書」（別紙第1）を提出していただきます。

- ア 避難誘導訓練…………… 情報伝達、避難所・避難場所までの移動訓練
- イ 初期消火訓練…………… 消火器の使い方、天ぷら鍋火災の消火の仕方
- ウ 応急救護訓練…………… AEDの使い方、三角巾の使い方、簡易担架の作り方
- エ 炊出し訓練…………… 避難者（訓練参加者）への炊出し

(2) 埼玉県防災学習センターの見学

消火器による消火体験、風速30mの暴風体験、震度7の地震体験、火災を想定した煙体験などができる施設です。防災ビデオの上映もあります。

自主防災組織からの申請で、施設(鴻巣市)までバスによる送迎を受けられます。

ご希望の際は、「埼玉県防災学習センター体験学習申込書」(別紙第2)を提出していただきます。

(3) 地域の把握

ア 地形、避難所、避難場所、避難路、防災倉庫の位置や状況

イ 倒壊危険性の高い建物・ブロック塀、ガラス落下危険箇所

ウ 医療機関、井戸・貯水槽、生活必需品取扱店の位置

(4) 災害時の情報入手

市では、災害発生時に様々な情報伝達手段により迅速かつ確実に必要な情報を届けられるようにしています(別紙第8参照)。利用可能な伝達手段については、あらかじめ登録するなど、必要な時にすぐ利用できる状態にしておきましょう。

(5) 防災地図の作成

地域や世帯の状況をもとに、防災地図を作成し、地域の状況を総合的に把握します。

地域の住民全員を安全に避難させるにはどうしたらよいか、避難誘導や避難所では高齢者や障害者に対して、どのような配慮が必要か、話し合います。

また、地域としての問題点や課題があれば、改善に取り組みます。

(6) 自治会内の世帯台帳の作成

世帯人数や年齢構成などを記載した世帯ごとの台帳を作成し、自治会長、各班長などが管理し、災害時の安否確認などに活用できるようにしています。

また、毎年調査を行い、家族構成に変更があった場合の更新等も行っています。

7 自主防災組織の相談窓口

総務防災課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町 11-1

電話：048-574-6635

FAX：048-573-8250

年 月 日

深谷市長

あて

組織名

代表者 住所

氏名

TEL

深谷市自主防災組織訓練実施計画書

自主防災組織主催による訓練を計画しましたので、下記のとおり届け出ます。

訓練概要			
日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
場所		参加人数	人
具体的訓練種目	・初期消火 ・応急救護 ・避難誘導 ・炊出し ・その他 細部：		
市への協力依頼	職員の派遣	する	しない
	資機材の貸与	する	しない
	品目：		

埼玉県防災学習センター体験学習申込書

年 月 日

深谷市長 あて

自治会、自主防災会の名称
(代表者名)

住 所

電話番号

埼玉県防災学習センター体験学習を、次のとおり申し込みます。

使用日時	自 年 月 日午前・後 時 分から 至 年 月 日午前・後 時 分まで
乗車人員	人(男 人、女 人、子供 人)
配車場所	
備考	

自主防災組織設置（変更）届出書			
深谷市長		あて	
		（届出者）	
		住所	
		氏名	
次のとおり自主防災組織を設置（変更）したので、届け出ます。			
名 称	自主防災会		
設置年月日	年	月	日
構成世帯数及び人数	世帯		
	人（男 名、女 名）		
所属自治会	自治会		
代 表 者	住所		
	氏名	電話番号	
※ 緊急時の連絡先			
第1順位	住所		
	氏名	電話番号	
第2順位	住所		
	氏名	電話番号	
第3順位	住所		
	氏名	電話番号	

1. 添付書類

- （1） 自主防災組織の規約又は会則等
- （2） 役員名簿
- （3） 自主防災組織図

2. 備考

届出内容に変更が生じたときは、自主防災組織設置（変更）届出書を改めて提出してください。

〇〇自主防災会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、〇〇自治会規則（規約・会則）第〇条第〇号の規定に基づき、防災対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この組織は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第3条 本会は、〇〇地区住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）防災資機材等の備蓄及び維持管理に関すること。
- （5）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（防災計画）

第5条 本会は、防災計画の作成に努めるものとする。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- （1）地震等の発生時における防災組織の編成及び役割分担に関すること。
- （2）年間の活動計画に関すること。
- （3）その他必要な事項

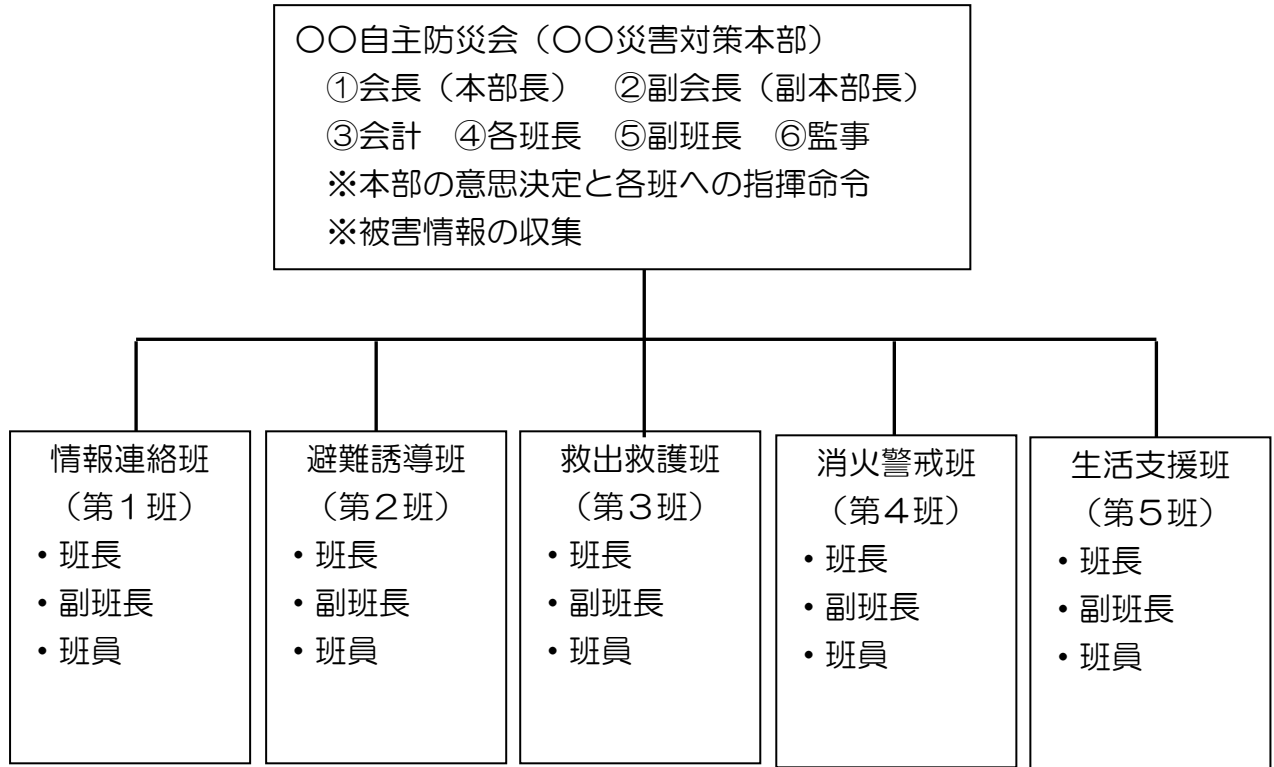
附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇年度 〇〇自主防災会役員名簿（案）

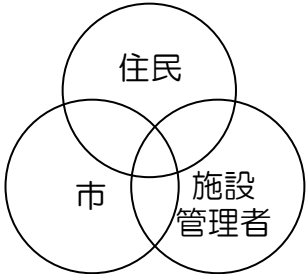
役員	氏名	住所	電話番号	備考
会長				
副会長				
幹事				
監事				
会計				

防災組織の編成及び役割分担図（〇〇自主防災組織図）（案）



平常時の活動と災害時の活動

平常時の活動	自主防災会	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・防災パンフレット等の回覧 ・防災に関する知識の普及 	情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関からの情報を住民に素早くて確に伝達 ・被害状況や必要な支援の調査
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の危険箇所の確認 ・避難経路や避難場所の確認 ・災害時要援護者の把握 	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全確認 ・避難の呼びかけ、誘導 ・災害時要援護者の避難誘導 ・避難状況の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当や救出活動の訓練 ・救出資機材や医薬品などの備蓄、管理 	救出救護	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋などからの救出 ・救出救護の協力の呼びかけ ・負傷者の応急手当
<ul style="list-style-type: none"> ・火の用心の徹底 ・初期消火訓練の実施 	消火警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動の実施 ・消防などの指示に従い協力
<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練の実施 ・災害時に利用できる井戸や給水拠点の確認 	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しや給水活動 ・食糧や水、生活必需品の確保、配布

避難所の活動	
協働による避難所の開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の安全確認 ・避難者スペースの確保 ・避難者の受付 ・食糧や水、毛布などの確保 ・応急救護活動 ・避難所の清掃とトイレの管理 ・避難所内外の情報伝達 ・避難生活のルール作成 など

災害時等の情報入手方法について

深谷市では、防災行政無線をはじめ、複数の手段を用いて市民の皆様へ情報発信を行っています。特に災害時には「自分の身は自分で守る」ことが大切です。積極的に情報を入手していただきますようお願いいたします。

<p>防災行政無線</p> <p>屋外スピーカーを通じて緊急情報などをお知らせします。</p> 	<p>テレビ埼玉 地デジ3チャンネル</p> <p>テレビ埼玉（3チャンネル）のデータ放送を活用し、防災行政無線で放送した内容などを発信しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①テレ玉（3チャンネル）を視聴する。 ②リモコンの【d】ボタンを押す。 ③テレ玉のデータ放送画面が開く。 ④画面左下の一覧から『深谷市からのお知らせ』を選び、リモコンの【決定】ボタンを押す。 	<p>メール配信サービス</p> <p>あらかじめ登録をした携帯電話へ、市からのお知らせや災害・防災情報、防災行政無線の放送内容などを配信します。</p> <p>登録はこちらから</p>  <p>http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/</p>
<p>市ホームページ</p> <p>災害情報などを随時更新します。</p>  <p>http://www.city.fukaya.saitama.jp/</p>	<p>テレホンサービス</p> <p>防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。</p> <p>048-551-9000</p>  <p>※通話料のみで情報料は必要ありません。</p>	<p>ツイッター</p> <p>災害等緊急時には、災害情報などを発信します。</p> <p>深谷市公式アカウント</p> <p>Fukaya_City</p> <p>携帯電話向け公式サイト</p> <p>http://twitter.com/Fukaya_City</p>
<p>緊急速報メール</p> <p>避難指示の発令など緊急度の非常に高い情報を、市内に存在する携帯電話（ドコモ、au、ソフトバンクの対応機種のみ）に一斉送信します。</p> 	<p>広報車</p> <p>緊急時は、広報車で市内を巡回放送します。</p> <p>深谷市 広報車</p> 	<p>NHK 総合テレビ 地デジ1チャンネル</p> <p>NHK総合テレビ（1チャンネル）のデータ放送を活用し、気象情報等の防災情報が確認できます。リモコンの【d】ボタンを押すと、次の情報を確認することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報 ・河川水位 ・雨量情報 ・防災、災害情報 など

※ 災害発生時は電話が集中し、つながりにくくなりますので、複数の手段での情報入手を心がけて下さい。

< わが家の防災メモ >

わが家の避難所（避難場所）

避難所（避難場所）
集合場所

家族の連絡先

名 前	会社・学校	電話番号

N T T 災害用伝言ダイヤル

（利用ガイダンス（音声）にしたがってください。）

伝言の録音

伝言の再生